

横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日（令和7年12月17日現在、敬称略）

	氏名	区分	役職等
1	飯島健太郎 い い じま けんたろう	学識経験者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	今井利為 いま い とし ため	学識経験者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
3	沖山聡 おき やま さとし	学識経験者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
4	◎ 奥真美 おく ま み	学識経験者 (環境政策)	東京都立大学教授
5	小澤紳一郎 お ざわ しんいちろう	事業者 (漁業)	長井町漁業協同組合代表理事組合長
6	小原信治 お ばら しん じ	市民	公募委員
7	寛修一 か けい しゅう いち	市民	公募委員
8	川久保俊 か かわく ぼ しゅん	学識経験者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
9	川田剛 か かわ た たけし	事業者 (農業)	J Aよこすか葉山経済部長
10	川名優孝 か かわ な まさ たか	学識経験者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
11	木本一雄 き もと かず お	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
12	佐藤ひろし さ とう ひろし	事業者 (商工業)	横須賀商工会議所事務局長
13	高梨雅明 たか なし まさ あき	学識経験者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
14	名執芳博 な とり よし ひろ	学識経験者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
15	西麻衣子 にし まい こ	学識経験者 (都市計画)	日本大学教授
16	林公義 はやし まさ よし	学識経験者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
17	○ 松本安生 まつ もと やす お	学識経験者 (住民参加)	神奈川大学教授
18	矢部和弘 や べ かず ひろ	学識経験者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

横須賀市環境審議会 関係職員・事務局職員名簿

[関係職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部	部 長	山 口 博 之
経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当	担当課長	佐 野 良 介
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司
建設部自然環境・河川課	課 長	引 本 敦 史
建設部自然環境・河川課みどり政策担当	主 査	内 田 敦 大
同 上	担 当 者	森 塚 晶 人

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部環境政策課	課 長	出 雲 智 也
環境部環境政策課計画調査担当	主 査	赤 城 健太郎
同 上	主 任	池 田 弥 生

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の手示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍	聴 章